お客様　各位

播州信用金庫

口座の売買・譲渡は「犯罪」です

口座（通帳・キャッシュカード）の有償・無償を問わず譲渡・売買する行為や他人になりすまして口座を開設する行為は、れっきとした犯罪に該当し、「売る側」、「買う側」ともに罪に問われることになります。（犯罪収益移転防止法、詐欺罪等）

インターネットや SNS、ダイレクトメール等にて「口座を高く買い取る」などと謳い、**口座の売買・譲渡を持ちかけられても、絶対に応じないでください。**口座の売買・譲渡が判明した場合には取引を停止させていただき、今後当金庫との取引をお断りさせていただきます。また、将来に渡り、当金庫に限らず、金融機関で口座が開設できなくなる可能性があります。

ご協力とご理解のほど、よろしくお願いいたします。

ひろがる夢とたしかな未来

播州信用金庫